



全国普及に向けた活動の第一歩



JCCメンバー全員参加し
議論を展開

JICA事務所から岩間次長、本部から相賀
専門員が参加し、結論を導く重要なコ
メントを提示

第4回合同調整委員会（JCC）を開催

3月21日、4回目となるJCCを開催しました。保健省科学技術訓練局（ASTT）ロイ副局長が議長を務め、活動の進捗共有と今後のプロジェクトの方針について議論を行いました。

本会議における主要な議題であった改訂版教材について、JCCメンバーからの承認が、PDMの変更については、変更方針への合意がなれました。

また、今後のプロジェクト活動の方向性として、モニタリング等を通じて臨床研修システムの質の担保に努めていくこと、システムの全国展開に向けた制度化に向けた支援という、2つの柱を強化していくことについて参加者間に共有されました。そのうえで、全国展開に向けて、プロジェクトが開発した研修システムの効果検証のための調査を実施しエビデンスを産出すること、制度化に向け保健省の「通達」の発出を目指すことなどについて、合意がなされました。

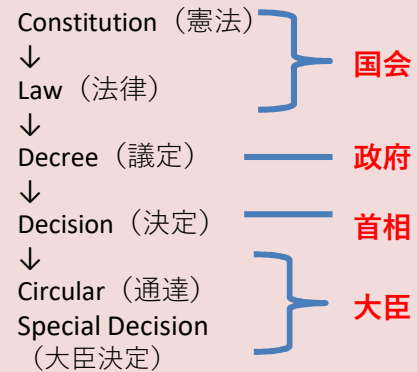
ベトナムの立法プロセスとは？

JCCの協議結果を受け、プロジェクトでは今後、臨床研修制度に関する「通達」の作成を支援することを検討しています。

「通達」とは、「大臣が法律、議定、決定において委任を受けた条、項、号の詳細」などを規定するために発行する文書のことを言います（右図）。

臨床研修制度は、現在、医師・薬剤師・看護師等の保健医療専門職が免許（Certificate）取得に必要な事項として「治療診断法」に記載されていますが、それをだれがどのように実施するのかなど、詳細を規定する法文書は存在しません。それら詳細を規定する「通達」を発行することで、プロジェクトの成果が全国で確実に実施されるようになり、国の仕組みとして定着すると考えられます。

ベトナムの立法プロセス



プロジェクトの他、看護協会会長、ナムディン大学学長（同国初の看護博士課程の設置準備中）が発表

看護教育に関する政策形成支援

ベトナムでは現在、保健医療人材教育改革を総合的に進めており、同改革の一つである専門家教育の制度化に向けた動きが大詰めを迎えています。専門家教育に関する「議定」案が完成したことを受け、今月はパブリックコメントを目的としたワークショップが各地で開催されました。このうち、プロジェクトは、看護師の専門家教育に関するワークショップ（ダナン市で開催）に参加し、日本の専門看護師制度の説明を行うなどの技術支援を行いました。

同ワークショップには、ベトナム国内の看護関係者が一同に会し、専門家教育を受けた看護師の学位、業務範囲、教育を実施する機関（大学等）の認証、保健省と教育省との連携等に関して意見が交わされました。